
広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業
リスク管理方針書

令和5年5月10日

(第1回変更：令和5年7月27日)

岩手中部広域行政組合

広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業 リスク管理方針書

目 次

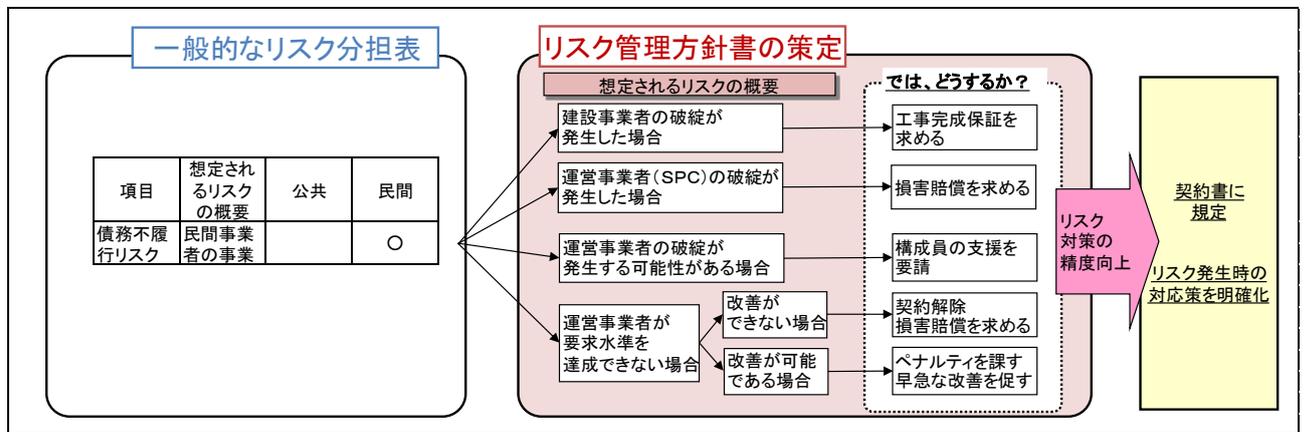
第1章 リスク管理方針書の目的	1
第2章 リスク区分の考え方と区分ごとの目的	2
第3章 事業に係るリスク抽出シート	3
1 契約締結段階	3
2 設計・建設段階	4
3 運営・維持管理段階	7
4 事業終了段階	9
5 共通	10

第1章 リスク管理方針書の目的

岩手中部広域行政組合（以下「組合」という。）は、「広域不燃ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）」を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に準じて、DBO（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。

本事業を効率的、かつ、円滑に進めるためには、多種多様なリスクを組合と民間事業者で適正に分担することが必要である。

リスク管理方針書は、本事業に係るリスクを細かく抽出し、「リスクを管理できるものが当該リスクを分担する」という考え方のもと、組合と民間事業のリスクの役割分担や対応方針、想定される影響や費用、対象となる契約及び契約に含む内容などを整理したものである。これによりリスク管理を徹底し、事業の安定性・安全性の担保に資するとともに、仮にリスクが顕在化した場合でも本施設の安定稼働への影響を最小限に留める仕組みを構築することを目的としている。



第2章 リスク区分の考え方と区分ごとの目的

本事業では、組合が事業の仕組みに係る諸条件を定めることから、組合が事業の仕組みに係るリスクの検討を主導する立場となる。そのため、組合でリスク対応策の考え方を示し、リスクが顕在化した場合での早急な対応を契約書などに規定することが重要であると考えている。

一方、一般廃棄物処理施設に関する技術的な面での「安全・安心」の確保には、民間事業者の技術・ノウハウ・創意工夫に期待するところが大きく、民間事業者がリスクの検討を主導する立場と考えられる。民間事業者の技術的な面でのリスクに対しては、民間事業者に設計思想や計画の考え方を提示してもらい、組合と民間事業者間でリスクについての認識を共有することが重要であると考えている。

よって、リスク管理の考え方には、前者と後者では根本的な違いがあると考えられ、次の二つのリスク区分を設けてリスクに対する考え方を整理し、共有することが必要であると捉えている。

リスク管理方針書では、下記【区分1】事業に係るリスクについて、リスクの詳細な分類、官民間の分担、組合での具体的対応策について示すとともに、下記【区分2】施設設計などに係るリスクについては、安全・安心の観点から、組合として民間側に求めるリスク対応の方向性を示している。

【区分1】事業に係るリスク

一般的に PFI/DBO 事業で利用されている「リスク分担表」に示されるリスクを細分化し、組合でのリスク対応策の考え方を整理する。事業に係るリスクでは、事業の実施に際して、発生する可能性のあるリスクの抽出、対応策の検討により、リスクが顕在化した場合でも、本施設の安定稼働への影響を最小限に留める仕組みを構築することを目的とする。

【区分2】施設設計などに係るリスク

施設設計などに係るリスクについては、施設の性格上、地方公共団体等が直接、施設の設計を行うことはなく、従来の公設施設の場合でも、民間事業者（プラントメーカー等）の技術・ノウハウによるところが大きいことから、民間事業者からリスク対応策などの技術提案を示してもらうことにより、安全・安心確保策を適切に反映する。

施設設計などに係るリスクに対しては、施設の安定稼働の確保、労働災害・交通事故などの事故に対する民間事業者の設計思想や計画の考え方を提示してもらい、組合と民間事業者間でリスクについての認識を共有することにより、技術的な面から「安全・安心」を確保することを目的とする。

第3章 事業に係るリスク抽出シート

1 契約締結段階

項目	No	リスクの内容			リスク当事者			組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	組合	建設	運営						
契約リスク	1	組合の責による場合	落札者の選定前に、組合の政策方針の転換、財政破綻や債務の不履行等が発生した場合、組合等が策定した計画の変更、不備より事業が中止となった場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済み経費	○			-	-	-	<p><入札説明書> 【応募費用】</p> <p>■ 組合は、落札者の選定迄に事業者の募集を中止することができ、この場合、事業者に生じた応募費用を負担しない。</p>	
	2		落札者選定・基本協定締結後に、組合の政策方針の転換、財政破綻や債務の不履行等が発生した場合、組合等が策定した計画の変更、不備より事業が中止となった場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の応募費用	○			事業者の協定締結後の実行済み費用を負担	-	-	組合、構成員、協力企業	<p><基本協定書 第4条> 【賠償額の予定】</p> <p>■ 基本協定の各当事者は、基本協定上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償する。</p>
	3		落札者選定・基本協定締結後に入札書類の誤りや不備により契約の締結が遅延した場合	事業開始の遅延等	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理運営費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の追加費用	○			事業者の追加費用	-	-	組合、構成員、協力企業	<p><基本協定書 第4条> 【賠償額の予定】</p> <p>■ 基本協定の各当事者は、基本協定上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償する。</p>
	4	事業者の責による場合	構成員(代表企業含む)又は協力企業が、落札者選定後、基本協定の締結までに入札参加資格を満足できなくなった場合	事業開始の遅延等	・事業者の再選定、次点事業者との協議に要する費用 ・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費	○			-	-	(落札者選定後、速やかな基本協定締結)	-	<p><入札説明書> 【入札参加資格の欠如】</p> <p>■ 落札者決定日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に、落札者の構成事業者が入札参加資格を欠いた場合、組合は、落札者と契約を締結しないことができる。</p> <p>※基本協定書を早期に締結することで、責任の所在を明らかにする。</p>
	5		構成員(代表企業含む)又は協力企業が、基本協定の締結後、契約の締結までに入札参加資格を満足できなくなった場合(独占禁止法、刑法、暴力団排除関連)	事業開始の遅延等	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・事業者の再選定及び再契約に係る経費	○	○		-	組合に生じた損害の負担	連帯責任による違約金・損害賠償の支払を規定	組合、構成員、協力企業	<p><基本協定書 第3条> 【特定事業契約の締結】</p> <p>■ [第4項] 建設工事請負契約の本契約成立前に、事業者のいずれかが入札参加資格を欠くこととなった場合、本契約として成立させないことができる。</p> <p>■ 落札金額の100分の10に相当する金額の違約金を組合に支払う義務を連帯して負う。</p> <p><基本協定書 第4条> 【賠償額の予定】</p> <p>■ 基本協定の各当事者は、基本協定上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償する。</p>
	6		基本協定の締結後、事業者の自らの都合により契約を締結しない場合	事業開始の遅延等	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・事業者の再選定及び再契約に係る経費	○	○		-	組合に生じた損害の負担	連帯責任による違約金・損害賠償の支払を規定	組合、構成員、協力企業	<p><基本協定書 第8条> 【特定事業契約の不成立】</p> <p>■ 事業者が正当な理由なく契約を締結しない場合、契約が本契約として成立しなかった場合には、事業者は、組合に対して、本事業の落札金額の100分の10に相当する金額の違約金を支払う義務を連帯して負う。</p> <p><基本協定書 第4条> 【賠償額の予定】</p> <p>■ 基本協定の各当事者は、基本協定上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償する。</p>
	7		事業者の構成員や協力企業の責に帰する事由(契約手続の未実行、契約内容の未履行等)により契約の締結が遅れた場合	事業開始の遅延等	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費	○	○		-	組合に生じた損害の負担	損害賠償の支払を規定	組合、構成員、協力企業	<p><基本協定書 第4条> 【賠償額の予定】</p> <p>■ 基本協定の各当事者は、基本協定上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償する。</p>
	8	組合、事業者のいずれの責にもよらない場合	法制度の変更により、事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済み業務費	○	○	○	-	-	双方が負担する旨を規定	組合、構成員、協力企業	<p><基本協定書 第8条> 【特定事業契約の不成立】</p> <p>■ 組合及び事業者のいずれの責にも帰すべきでない事由により、契約の締結に至らなかった場合、又は、締結された契約が本契約として成立しなかった場合には、既に組合と事業者が支出した費用は各自が負担し、組合及び事業者は、契約の締結に至らなかったこと又はその本契約としての不成立に起因する債権、債務が相互に存在しないことを確認する。</p>
	9		地震等の災害発生により、本事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済み業務費	○	○	○	-	-	双方が負担する旨を規定	組合、構成員、協力企業	
	10		議会での未決や未承認となる場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済み業務費	○	○	○	-	-	双方が負担する旨を規定	組合、構成員、協力企業	

2 設計・建設段階

項目	No	リスクの内容			リスク当事者		組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	組合	事業者 建設 運営						
各種調査の不備リスク	11	組合の責による場合	組合が実施した地形・地質等現地調査に不備がある場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・業務変更に係る経費	○		建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第28条> 【条件変更等】 ■設計図書の訂正又は変更が行われた場合、組合は、必要がある場合は履行期間又は請負代金額を変更し、又は事業者に損害が生じたときは必要な費用を負担する。
	12	事業者の責による場合	建設事業者が追加で実施した調査に不備がある場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・業務変更に係る経費		○	-	組合に生じた損害の負担	追加費用の負担を規定	組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第70条> 【発注者の損害賠償請求等】 ■事業者の責に帰する事由により履行期間内に工事を完成することができない場合は、組合は、損害金の支払いを事業者に請求することができる。
基本・実施設計の変更リスク	13	組合の責による場合	組合が提示した要求水準書や設計に係る仕様変更を指示した場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・業務変更に係る経費	○		建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第29条> 【要求水準書等の変更】 ■組合は、必要な場合は、要求水準書等の変更内容を事業者に通知して、要求水準書等を変更することができる。この場合、組合は、必要な場合は履行期間又は請負代金額を変更し、又は事業者に損害が生じたときは必要な費用を負担する。
	14		組合の指示による設計図書不適合の場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・業務変更に係る経費	○		建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第27条> 【設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等】 ■不適合が組合の指示による場合その他組合の責に帰する事由による場合は、組合は、必要な場合は履行期間又は請負代金額を変更し、又は事業者に損害が生じたときは必要な費用を負担する。
	15	事業者の責による場合	設計図書不適合の場合	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・業務変更に係る経費		○	-	組合に生じた損害の負担	追加費用の負担を規定	組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第70条> 【発注者の損害賠償請求等】 ■事業者の責に帰する事由により履行期間内に工事を完成することができない場合は、組合は、損害金の支払を事業者に請求することができる。 ※ 損害金には既存施設で追加的に生じる運営維持管理費を含むものとする。
	16	事業者の責による場合	建設事業者の基本・実施設計不備等により事業の実施が不可能になった場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済み業務費		○	-	組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定	組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第61条、第70条> 【発注者の催告による解除権】、【発注者の損害賠償請求等】、 ■事業者の責に帰する事由により履行期間内に完成しないとき又は本工事等を履行期間経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでない場合は、契約を解除することができる。 ■事業者は、請負代金額の100分の10に相当する額の違約金を支払う。
工事の遅延リスク	17	組合の責による場合	施設設計確認の遅れなど組合の事由により建設着工が事業者と合意した期間から遅延した場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の業務費(増加分)	○		事業者の工期遅延による追加費用(損害)の負担	-	-	組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第2条、第32条> 【関連工事の調整】、【受注者の請求による履行期間の延長】 ■組合は、その履行期間の延長が組合の責に帰する事由による場合は、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は事業者に損害が生じたときは必要な費用を負担する。
	18		組合の提示条件の不備や組合の指示により工程が変更した場合									
	19	事業者の責による場合	施設設計の遅延や工事の遅延、完工供用開始の遅延が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の業務費(増加分)		○	-	組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第70条> 【発注者の損害賠償請求等】 ■事業者の責に帰する事由により履行期間内に工事を完成することができない場合は、組合は、損害金の支払いを事業者に請求することができる。
	20		経済情勢等の影響による資材・部品の調達・納入遅延の発生(事業者に責が無い場合に限る)	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の業務費(増加分)	○		事業者に追加的に生じる費用の負担	-	-	組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第32条> 【受注者の請求による履行期間の延長】 ■不可抗力等により遅延等が生じた場合は、事業者は組合に工期の延長変更を請求することができる。
	21		大規模災害等により人員確保が困難により遅延が発生する場合(事業者に責が無い場合に限る)	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の業務費(増加分)	○		事業者に追加的に生じる費用の負担	-	-	組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第32条> 【受注者の請求による履行期間の延長】 ■不可抗力等により遅延等が生じた場合は、事業者は組合に工期の延長変更を請求することができる。
工事費増大リスク	22	組合の責による場合	発注条件変更等により工事費の増加が発生した場合	工事費の増加	・建設事業者の業務変更に係る経費	○		建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第29条> 【要求水準書等の変更】 ■組合は、必要な場合は、要求水準書等の変更内容を事業者に通知して、要求水準書等を変更することができる。この場合、組合は、必要な場合は履行期間又は請負代金額を変更し、又は事業者に損害が生じたときは必要な費用を負担する。
	23		組合自らが実施する調査、工事に係る事故等が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延	・復旧費 ・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費	○		復旧費を負担	-	-	組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第37条> 【臨機の措置】 ■事故及び災害の防止等のため必要な場合は、臨機の措置を講じなければならない。 ■事業者の責に帰する事由により生じたもの及び事業者が通常予測し、対処できる事由により生じたものは、事業者が負担し、それ以外の事由により臨機の措置を講じた場合の費用は、組合が負担する。
	24	事業者の責による場合	調査、工事に係る事故等が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延	・復旧費 ・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費		○	-	復旧費を負担	建設事業者の責任の旨を規定		
	25		組合の責によらず工事費の増加が発生した場合	工事費の増加	・建設事業者の業務変更に係る経費		○	-	増大工事費の負担	建設事業者の責任の旨を規定		

項目	No	リスクの内容			リスク当事者		組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	組合	事業者 建設 運営					
試運転、引渡性能試験リスク	26	組合の責による場合	試運転、引渡性能試験に要するごみの供給量不足等が発生した場合	工期延長、	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・事業者の業務費(増加分)	○		建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	組合、建設事業者 <建設工事請負契約 第44条【試運転、予備性能試験及び引渡性能試験】 ■組合は、試運転、予備性能試験、引渡性能試験期間中に必要な処理対象物を提供する。 【関連工事の調整】、【事業者の請求による工事の延長】 ■組合は、その履行期間の延長が組合の責に帰する事由による場合は、請負代金額について必要な変更を行い、又は事業者に損害が生じたときは必要な費用を負担する。
	27	事業者の責による場合	試運転、引渡性能試験の結果、契約で規定した要求水準等に未達の場合	運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・事業者の業務費(増加分)	○		-	組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	組合、建設事業者 <建設工事請負契約 第70条>【発注者の損害賠償請求等】 ■事業者の責に帰する事由により履行期間内に工事を完成することができない場合は、組合は、損害金の支払いを事業者に請求することができる。
	28		重大な契約不適合責任が発見された場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・事業者の業務費(増加分) ・復旧費	○		-	組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	組合、建設事業者 <建設工事請負契約 第58条、第70条>【契約不適合責任】、【発注者の損害賠償請求等】 ■組合は、要求水準書等及び提案書に照らして、実施設計図書又は工事目的物に契約不適合責任があるときは、事業者に対して相当の期間を定めてその契約不適合責任の修補を請求し、又は修補に代え又は修補とともに損害の賠償を請求することができる。
交付金リスク	29	組合の責による場合	その他の事由により予定していた交付金額が交付されない又は交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生した場合	交付金交付に係る事業の遅延、契約の解除	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・建設事業者の業務変更に係る経費 ・建設事業者の再選定及び再契約に係る経費	○		建設事業者の業務変更に係る経費を負担又は契約の解除	-	-	組合、建設事業者 <建設工事請負契約 第29条>【要求水準書等の変更】 ■組合は、必要な場合は、要求水準書等の変更内容を事業者に通知して、要求水準書等を変更することができる。この場合、組合は、必要な場合は履行期間又は請負代金額を変更し、又は事業者に損害が生じたときは必要な費用を負担する。 【組合の任意解除権】 ■組合は、必要があるときは、契約を解除することができる。契約を解除したことにより事業者に損害が生じたときは、事業者と協議して、その損害を賠償する。
	30	事業者の責による場合	事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない又は交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生した場合	交付金交付に係る事業の遅延、契約の解除	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・建設事業者の業務変更に係る経費 ・建設事業者の再選定及び再契約に係る経費	○		-	組合に生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	組合に損害が生じた場合、建設事業者による負担を規定	組合、建設事業者 <建設工事請負契約 第70条>【発注者の損害賠償請求等】 ■事業者の責に帰する事由により履行期間内に工事を完成することができない場合は、組合は、損害金の支払いを事業者に請求することができる。 【事業者の解除権】、【契約が解除された場合等の違約金】 【組合の任意解除権】 ■事業者の責に帰する事由により履行期間内に完成しないとき又は本工事等を履行期間経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでない場合は、契約を解除することができる。 ■事業者は、請負代金額の100分の10に相当する額の違約金を支払う。
物価変動リスク	31	物価変動により、建設費が変動する場合	-	-	・物価変動費	○	△	物価変動費を負担	一定の範囲内は負担	北上市工事請負契約別記第25条の内容を規定	組合、建設事業者 <建設工事請負契約 第36条>【賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更】 ■組合又は事業者は、履行期間内で契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
	32	大規模災害による損害が大きく、事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済み業務費	○			契約の解除 建設事業者の実行済み費用を負担	-	-	組合、建設事業者 <建設工事請負契約 第30条>【工事の中止】 ■天災等のうち事業者の責に帰すことができないものにより工事目的物に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したため、事業者が本工事を施工できない場合は、組合は、本工事の中止内容を直ちに事業者に通知して、本工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。 ■本工事の施工を一時中止させた場合、必要な場合は履行期間又は請負代金額を変更し、又は事業者が本工事の続行に備え工事現場を維持し又は労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本工事の施工の一時中止に伴う増加費用を負担し又は事業者に損害が生じたときは必要な費用を負担する。
	33	大規模災害による損害が発生し、修復のため遅延が発生する場合、災害による運営時期管理開始の遅延、災害復旧費の発生が生じた場合	工期延長、運営開始の遅延	・災害復旧費 ・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・業務変更に係る経費	○	△		災害復旧費を負担、建設事業者の業務変更に係る経費を負担	一定の範囲内は負担	請負代金額の1%までを建設事業者が負担する旨を規定	組合、建設事業者 <建設工事請負契約 第40条>【不可抗力による損害】 ■組合は、事業者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担する。 <建設工事請負契約 第32条>【受注者の請求による履行期間の延長】 ■不可抗力等により遅延等が生じた場合は、事業者は組合に工期の延長変更を請求することができる。
政治リスク	34	組合の政策方針の転換、財政破綻等により事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済み業務費	○			契約の解除 建設事業者の実行済み費用を負担	-	-	組合、建設事業者 <建設工事請負契約 第30条>【工事の中止】 ■事業者の責に帰すことができないものにより工事目的物に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したため、事業者が本工事を施工できない場合は、組合は、本工事の中止内容を直ちに事業者に通知して、本工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。 ■本工事の施工を一時中止させた場合、必要な場合は履行期間又は請負代金額を変更し、又は事業者が本工事の続行に備え工事現場を維持し又は労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本工事の施工の一時中止に伴う増加費用を負担し又は事業者に損害が生じたときは必要な費用を負担する。

項目	No	リスクの内容			リスク当事者		組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	組合	事業者					
					建設	運営					
	35	組合の政策方針の転換等により事業の変更が必要になった場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・業務変更に係る経費	○		建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第29条> 【要求水準書等の変更】 ■ 組合は、必要な場合は、要求水準書等の変更内容を事業者に通知して、要求水準書等を変更することができる。この場合、組合は、必要な場合は履行期間又は請負代金額を変更し、又は事業者に損害が生じたときは必要な費用を負担する。
住民対応リスク	36	組合の責による場合 工事計画や工事そのものの不備等により住民よりクレームがあった場合	工期延長、運営開始の遅延 事業内容の変更	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・業務変更に係る経費	○		建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第32条> 【受注者の請求による履行期間の延長】 ■ 工事計画や工事そのものの不備等により住民よりクレーム等により遅延等が生じた場合は、事業者は組合に工期の延長変更を請求することができる。
	37	事業者の責による場合 工事計画や工事そのものの不備等により住民よりクレームがあった場合	工期延長、運営開始の遅延 事業内容の変更	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・業務変更に係る経費		○	-	建設事業者の業務変更に係る経費を負担	追加費用の負担を規定	組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第70条> 【発注者の損害賠償請求等】 ■ 事業者の責に帰する事由により履行期間内に工事を完成することができない場合は、組合は、損害金の支払いを事業者に請求することができる。
第三者賠償リスク	38	組合の責による場合 建設に伴って発生した事故や他施設等に及ぼす劣化及び破損等の賠償	第三者への損額	・第三者賠償	○		第三者賠償を負担	-	-	組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第39条> 【第三者に及ぼした損害】 ■ 本工事等に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、事業者がその損害を賠償する。但しその損害のうち組合の責に帰する事由により生じたものは、組合が負担する。
	39	事業者の責による場合 建設に伴って発生した事故や他施設等に及ぼす劣化及び破損等の賠償	第三者への損額	・第三者賠償		○	-	損害の負担	損害賠償を規定		
許認可取得リスク	40	組合の責による場合 組合が取得すべき許認可手続き等の不備により、遅延が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・事業者の業務費(増加分)	○		建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第2条、第32条> 【関連工事の調整】、【受注者の請求による履行期間の延長】 ■ 組合は、その履行期間の延長が組合の責に帰する事由による場合は、請負代金額について必要な変更を行い、又は事業者に損害が生じたときは必要な費用を負担する。
	41	事業者の責による場合 建設事業者が取得すべき許認可手続き等の遅延、組合の行う申請・届出等で、建設事業者が作成する資料等の不備等により遅延が発生した場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・事業者の業務費(増加分)		○	-	組合が生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第70条> 【発注者の損害賠償請求等】 ■ 事業者の責に帰する事由により履行期間内に工事を完成することができない場合は、組合は、損害金の支払いを事業者に請求することができる。
周辺環境の保全リスク	42	建設に伴って発生した騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合等による改修や賠償	協議、設計及び施工内容の変更による事業の遅延	・復旧費 ・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費・建設事業者の業務変更に係る経費		○	-	組合が生じた損害の負担(民間協定等による起因者による損害負担)	建設事業者が、生じた損害を負担する旨を規定	組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第38条> 【一般的損害】 ■ 実施設計図書、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本工事等を行うにつき生じた損害(次条第1項又は第2項又は第38条第1項に規定する損害を除く。)は、事業者がその費用を負担する。うち組合の責に帰する事由により生じたものは、組合が負担する。
債務不履行リスク	43	組合の責による場合 組合の債務不履行により業務履行が不可能の場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済み業務費		○	事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第66条、第71条> 【受注者の催告による解除権】、【受注者の損害賠償請求等】 ■ 組合の契約違反により工事の履行が不可能になったときは、事業者は契約解除ができ、組合は、損害がある時はその損害の賠償を請求することができる。 ■ 契約が解除された場合、組合は、事業者に対し、出来形検査に合格した部分に相応する請負代金を支払う。
	44	対価の不払いの場合	工期延長、事業開始の遅延等	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の業務費(増加分)		○	事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第70条、第46条> 【発注者の損害賠償請求等】、【請負代金の支払】 ■ 組合の責に帰する事由により、第62条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合は、事業者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき遅延利息の支払いを組合に請求することができる。
	45	組合の債務不履行により工事遅延となる場合	工期延長、事業開始の遅延等	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の業務費(増加分)	○		建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第2条、第32条> 【関連工事の調整】、【受注者の請求による履行期間の延長】 ■ 組合は、その履行期間の延長が組合の責に帰する事由による場合は、請負代金額について必要な変更を行い、又は事業者に損害が生じたときは必要な費用を負担する。
	46	事業者の責による場合 事業放棄、契約解除の申出の場合	事業の中止、事業の再構築	既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済み業務費		○	-	組合が生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定	組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第61条、第62条、第70条> 【発注者の催告による解除権】、【発注者の催告によらない解除権】、【発注者の損害賠償請求等】 ■ 事業者の責に帰する事由により履行期間内に完成しないとき又は本工事等を履行期間経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでない場合は、契約を解除することができる。 ■ 事業者は、請負代金額の100分の10に相当する額の違約金を支払う。 ※但し違約金を上回る損害賠償請求を妨げるものではない。
	47	要求水準未達成のため契約が解除される場合	事業の中止、事業の再構築	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済み業務費		○	-	組合が生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定		
	48	要求水準の未達により工事遅延となる場合	工期延長、運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費		○	-	組合が生じた損害の負担	損害賠償の支払を規定	組合、建設事業者	<建設工事請負契約 第70条> 【発注者の損害賠償請求等】 ■ 事業者の責に帰する事由により履行期間内に工事を完成することができない場合は、組合は、損害金の支払いを事業者に請求することができる。

3 運営・維持管理段階

項目	No.	リスクの内容			リスク当事者		組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容	
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	組合	事業者 建設 運営						
ごみ量、ごみ質の変動リスク	49	計画ごみ量に対し実処理量が変動した場合のコスト変動	-	・電力費の増減 ・補修費の増減 ・人件費の増減		○	-	-	-	組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第48条> 【運営業務委託費の見直し】 ■本施設に搬入される処理対象物の量が、要求水準書等に定める計画処理量に対し増減する場合は、変動費の処理単価をもって変動費を算定する。	
	50	計画ごみ量に対し実処理量が著しく変動した場合のコスト変動(計画ごみ量超過した場合の対応)	-	・電力費の増減 ・補修費の増減 ・人件費の増減	○	△	増減分を負担	-	合理的な範囲の追加費用の支払を規定	組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第48条> 【運営業務委託費の見直し】 ■計画ごみ量に対し実処理量が変動した場合は、組合・事業者協議し負担額を決定する。	
	51	搬入するごみ質が要求水準書に規定する以上に著しく変動した場合のコスト変動(要求水準書で規定する以外の種類のごみの持込増加等の場合等)	-	・電力費の増減 ・補修費の増減 ・人件費の増減	○	△	増減分を負担	-	合理的な範囲の追加費用の支払を規定	組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第48条> 【運営業務委託の見直し】 ■計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物が搬入された場合、計画ごみ質の範囲を逸脱した処理対象物の処理のために要した費用の増加分の費用について、事業者が合理的に逸脱を説明し、組合が承諾した場合は、事業者は費用の増加分を請求できる。	
	52	災害廃棄物等によりごみ質・ごみ量が変動した場合のコスト	-	・電力費の増減 ・補修費の増減 ・人件費の増減 ・その他費用	○	△	増減分を負担(一定以上)	一定の範囲の増減分を負担	合理的な範囲の追加費用の支払を規定	組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第24条> 【処理対象物の受入れ等】 ■災害その他不測の事態により、要求水準書等に示す計画搬入量を超える多量の処理対象物が発生する等の場合、合理的な範囲の追加費用を事業者に支払う。	
処理不適物混入リスク	53	事業者の責による場合	運営休止(故障)	・外部へのごみ処理委託費 ・復旧費		○	-	ごみ処理費、復旧費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第19条> 【運営マニュアル】 ■処理不適物の混入を原因として、プラント設備に故障等が生じ、当該故障等の修理等のために追加費用が発生した場合、組合又は事業者の責に起因するものは、帰責性の所在及び割合に応じて、組合又は事業者が負担する。	
	54	事業者の責によらない場合(事業者が善管注意義務を果たしている場合)	運営休止(故障)	・外部へのごみ処理委託費 ・復旧費	○		-	-	-			
性能未達成リスク	55	組合の責による場合	性能の未達成が組合の条件変更等により発生した場合	運営休止、事業内容の変更	・外部へのごみ処理委託費 ・業務変更に係る経費	○		事業者の業務変更に係る経費	-	組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第57条> 【損害賠償等】 ■本業務に関連して、組合の責に帰する事由により事業者に損害が生じた場合、組合は、事業者に対して、生じた損害を賠償する。	
	56	事業者の責による場合	施設が契約に規定する仕様及び性能の達成に不適合のリスク	要求水準の未達成	・外部へのごみ処理委託費 ・業務変更に係る経費		○	-	調査費、業務変更に係る経費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第39条> 【その他要求水準未達成に対する運営業務委託費の減額】 ■事業者の責に帰する事由により、本施設の運転停止、監視強化、処理能力の低下、基本性能の不足等が生じた場合、事業者は、発生する追加費用を負担し、及び責任を負う。
	57	事業者(建設事業者)の責による場合	性能の未達成が施設設計・施工の契約不適合により発生した場合	性能の未達成が施設設計・施工の契約不適合により発生した場合	・外部へのごみ処理委託費 ・業務変更に係る経費		○	-	調査費、業務変更に係る経費を負担	建設事業者の責任の旨を規定(建設工事請負契約第58条契約不適合責任、第59条性能保証責任)	組合、運営事業者	※ 設計・建設に係る契約不適合責任に起因する場合は運営事業者の責を負わない。 <運営業務委託契約 第38条> 【費用負担及び運転停止に対する運営固定費の減額】 ■異常事態の発生、計画外の運転停止、その他本性能要件の未達成が、不可抗力又は受注者の責めに帰すことができない事由によることを受注者が明らかにした場合は、運営固定費の減額は行わない。 ※ ここで言う事業者は「運営事業者」を想定している。DBO方式での運営業務委託契約には建設事業者が調印者として含まれないため、建設事業者の不適合責任による本施設の性能未達成は、運営業務委託契約上、組合がそれにより生じた損害を負担し、組合は建設請負契約に基づき、当該損害を建設請負事業者に対して訴求することを想定している。
施設破損リスク	58	事業者の責による事故、火災等による本施設の修復等に係るコスト増大	運営休止(故障)、修繕	・外部へのごみ処理委託費 ・復旧費		○		ごみ処理費、復旧費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第57条> 【損害賠償等】 ■本業務に関連して、事業者の責に帰する事由により組合に損害が生じた場合、事業者は、組合に対して、生じた損害を賠償する。	
	59	事業者の責によらない場合、本施設の破損に伴うコスト増大	運営休止(故障)、修繕	・外部へのごみ処理委託費 ・復旧費	○		ごみ処理費、復旧費を負担	-	-	組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第57条> 【損害賠償等】 ■本業務に関連して、事業者の責に帰さない事由により本事業に損害が生じた場合、組合は、その損害を負担する。	
運営維持管理コスト増大リスク	60	組合の条件変更等により運営費の増加が発生した場合	-	・運営事業者の業務変更に係る経費	○		運営事業者の業務変更に係る経費を負担(協議)	-	-	組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第49条> 【要求水準書の変更】 ■本業務に係る前提条件又は要求水準を変更したとき等の場合は、組合と事業者との協議の上、契約を変更することができる。	
	61	事業者の責により運営費の増加が発生した場合	-	・運営事業者の業務変更に係る経費		○	-	増減分を負担	運営事業者の責任の旨を規定(組合の追加費用負担なしを規定)	組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第46条> 【運営業務委託費の支払い等】 ■運営・維持管理業務委託料には、本業務の遂行に必要な一切の費用が含まれるものとし、別途規定がある場合を除き、事業者は、組合に対し、運営・維持管理業務委託料以外の支払いを請求できない。	

項目	No.	リスクの内容			リスク当事者		組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	組合	事業者 建設 運営					
技術革新リスク	62	技術革新による施設・設備等の更新コスト、新技術採用のためのコスト変動 ※将来において新技術導入により業務効率の改善やコスト削減が見込める技術	-	-	○	○	(組合と運営事業者の協議による)	-	-	組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第49条> 【要求水準書の変更】 ■作業量の軽減、省力化、作業内容の軽減、使用する薬剤その他消耗品の使用量の削減等により運営・維持管理業務委託料を低減できる場合、組合及び事業者は、当該新技術等の導入及び運営・維持管理業務委託料の変更について協議する。
物価変動リスク	63	物価変動により、運営費が変動する場合	-	・物価変動費	○	△	物価変動費を負担	一定の範囲内は負担	見直しルールを規定	組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第48条> 【運営業務委託費の見直し】 運営業務委託契約書別紙 運営・維持管理業務委託料に係る事項 ■運営・維持管理業務委託料は、物価変動に応じ改定される。
政治リスク	64	組合の政策方針の転換、財政破綻等により事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	・外部へのごみ処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の執行済み業務費	○		契約の解除 運営事業者の執行済み費用(損害)の負担	-	-	組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第61条> 【発注者の解除】 ■組合は、必要と認めるときは、契約の全部を解除することができる。この場合、組合は、事業者が生じた損害を賠償する責任を負う。
	65	組合の政策方針の転換等により事業の変更が必要になった場合	運営休止、事業内容の変更	・外部へのごみ処理委託費 ・業務変更に係る経費	○		運営事業者の業務変更に係る経費を負担(協議)	-	-	組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第49条> 【要求水準書の変更】 ■本業務に係る前提条件又は本業務により達成すべき内容を変更したときその他特別な事情が生じたときは、組合と事業者との協議の上、変更することができる。
不可抗力リスク	66	大規模災害による損害が大きく、事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築	・外部へのごみ処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の執行済み業務費	○		契約の解除 運営事業者の執行済み費用の負担	-	-	組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第53条、第54条> 【法令変更】、【不可抗力】 ■組合又は事業者は、法令変更又は不可抗力により、本事業の継続が不可能となった場合又は本事業の継続に過分の費用を要することとなった場合には、契約を解除することができる。履行済みの本業務に対応する未払いの運営・維持管理業務委託料を、速やかに事業者に支払う。解除により組合又は事業者が発生した損害及び費用は、各自で負担する。
	67	大規模災害による損害が発生し、修復のため遅滞や追加費用等が発生する場合	運営休止、事業内容の変更	・復旧費 ・外部へのごみ処理委託費 ・業務変更に係る経費	○	△	災害復旧費を負担	-	本施設に生じた損害の1%までを運営事業者が負担する旨を規定する。	組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第55条> 【不可抗力による負担】 ■不可抗力が生じた日から一定期間内に契約の変更、費用負担等についての合意が成立しない場合、組合は、当該不可抗力への合理的な対応措置を事業者に通知し、事業者は、これに従って本業務を継続し、この場合、組合は損害額の100分の1を超える額を負担する。
	68	性能の未達成が不可抗力により発生した場合	運営休止、事業内容の変更	・外部へのごみ処理委託費 ・業務変更に係る経費	○		調査費、復旧費を負担	-	-	組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第39条、第55条> 【その他要求水準未達成に対する運営業務委託の減額】、【不可抗力による負担】 ■不可抗力により、本施設の運転停止、監視強化、処理能力の低下、基本性能の不充足等の事態が生じた場合、組合は、当該事業に係る調査費、復旧費を負担する。
住民対応リスク	69	組合の責による場合 本施設の存在自体やごみ処理のあり方等について住民よりクレームがあった場合	運営休止、事業内容の変更	・外部へのごみ処理委託費 ・業務変更に係る経費	○		事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	組合、運営事業者	<運営業務委託契約> 組合の責に該当する各規定 ■組合の責により生じた要求水準未達、債務不履行等に伴う住民からのクレームへの対応に要する経費は組合が負担する。
	70	事業者の責による場合 事業者の運営計画や運営業務の不備等により住民よりクレームがあった場合	運営休止、事業内容の変更	・外部へのごみ処理委託費 ・業務変更に係る経費		○	-	クレーム対応に係る経費等の負担	事業者が、事業者の責に帰する住民クレーム等の対応費用を負担することを規定	組合、運営事業者	<運営業務委託契約> 事業者の責に該当する各規定 ■事業者の責により生じた要求水準未達、債務不履行等に伴う住民からのクレームへの対応に要する経費は事業者が負担する。
第三者賠償リスク	71	施設の運営に伴って発生した事故や他施設等に及ぼす劣化及び破損等の賠償	-	・第三者賠償		○	-	損害の負担	損害賠償を規定 第三者賠償責任保険への加入を義務付け	組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第51条> 【第三者の損害】 ■本業務の遂行に関して、事業者の責に帰する事由により第三者に損害が生じた場合、事業者は、当該損害を賠償する。
許認可取得リスク	72	組合の責による場合 組合が取得すべき許認可手続き等の不備により、遅延が発生した場合	運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・事業者の業務費(増加分)	○		事業者の業務変更に係る経費を負担	-	-	組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第57条> 【損害賠償等】 ■本業務に関連して、組合の責に帰する事由により事業者に損害が生じた場合、組合は、事業者に対して、生じた損害を賠償する。
	73	事業者の責による場合 運営事業者が取得すべき許認可手続き等の遅延、組合の行う申請・届出等で、運営事業者が作成する資料等の不備等により遅延が発生した場合	運営開始の遅延	・既存施設で追加的に生じる運営維持管理費 ・事業者の業務費(増加分)		○	-	組合が生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第57条> 【損害賠償等】 ■本業務に関連して、事業者の責に帰する事由により組合に損害が生じた場合、事業者は、組合に生じた損害を賠償する。

項目	No.	リスクの内容			リスク当事者		組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	組合	事業者 建設 運営					
周辺環境の保全リスク	74	施設の運営に伴って発生した騒音、振動、悪臭基準等の未達成及び法令上の規制基準の不適合等による改修や賠償	運営委託契約の見直し、協議、業務内容の変更による事業の遅延	・復旧費 ・外部へのごみ処理委託費 ・運営事業者の業務変更に係る経費		○	-	組合に生じた損害の負担	運営事業者が、生じた損害を負担する旨を規定	組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第57条> 【損害賠償等】 ■本業務に関連して、事業者の責に帰する事由により組合に損害が生じた場合、事業者は、組合に生じた損害を賠償する。
債務不履行リスク	75	組合の責による場合	組合の債務不履行により業務履行が不可能の場合	事業の停止、事業の再構築	・外部へのごみ処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済み業務費	○	-	事業者の実行済み費用(損害)の負担	-	組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第64条> 【受注者の解除】 ■組合が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき等による解除により事業者に損害が生じたときは、その損害を賠償する。
	76		組合が債務の履行を行わない事態を一定期間継続した場合	事業の停止、事業の再構築	・外部へのごみ処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済み業務費	○	-	事業者の実行済み費用(損害)の負担	-	組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第64条> 【受注者の解除】 ■組合が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき等による解除により事業者に損害が生じたときは、その損害を賠償する。
	77		対価の不払いの場合	事業の停止	・遅延損害金(遅延利息)	○	-	運営事業者に対する損害負担	-	組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第46条> 【運営業務委費の支払い等】 ■組合は、運営・維持管理業務委託料の支払を遅延したときは、支払うべき額について遅延損害金(遅延利息)を支払う。
債務不履行リスク	78	事業者の責による場合	事業放棄、重大な契約違反の場合	事業の中止、事業の再構築	・外部へのごみ処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済み業務費	○	-	組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定	組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第61条> 【発注者の解除】 ■事業者が契約に違反した状態となった場合、事業者に対して猶予期間を設けて是正を求めたにもかかわらず、当該猶予期間内に当該違反が解消されないとき、事業者が本業務を放棄した場合、事業者に対し、催告することなく、契約を解除することができる。 【組合による解除の場合の違約金】 ■事業者は、運営・維持管理業務委託料の100分の10に相当する金額を支払う。
	79		要求水準の未達、債務不履行が猶予期間を経過しても改善が見込めない場合	事業の中止、事業の再構築	・外部へのごみ処理委託費 ・事業再構築に係る経費 ・事業者の実行済み業務費	○	-	組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定	組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第61条> 【発注者の解除】 ■事業者が契約に違反した状態となった場合、事業者に対して猶予期間を設けて是正を求めたにもかかわらず、当該猶予期間内に当該違反が解消されないとき、事業者が本業務を放棄した場合、事業者に対し、催告することなく、契約を解除することができる。 【組合による解除の場合の違約金】 ■事業者は、運営・維持管理業務委託料の100分の10に相当する金額を支払う。
	80	事業者の責による場合	要求水準の未達、債務不履行の場合	運営休止、事業内容の変更	・外部へのごみ処理委託費 ・業務変更に係る経費	○	-	組合に生じた損害の負担	損害賠償の支払を規定	組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第57条> 【損害賠償等】 ■本業務に関連して、事業者の責に帰する事由により組合に損害が生じた場合、事業者は、組合に対して、生じた損害を賠償する。

4 事業終了段階

項目	No.	リスクの内容			リスク当事者		組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	組合	事業者 建設 運営					
施設の性能確保リスク	81	事業終了時における施設の性能確保	事業終了の遅延、事業内容の変更	・遅延期間に係る運営維持管理費又は外部へのごみ処理委託費 ・復旧費		○	-	復旧費を負担	運営事業者の責任の旨を規定	組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第58条、第59条> 【運営期間終了後の運営方法の検討】、【運営期間終了時の取扱い】 ■機能検査の結果、本施設が運営期間終了後も継続して10年間使用することに支障があると認められた場合には、運営事業者は、自己の費用により、改修等必要な対応を行う。
事業終了時の諸手続に係るコスト増大リスク	82	引継ぎ資料の不備、後任事業者への教育の不備、諸手続の遅れ等による遅延リスク	事業終了の遅延、事業内容の変更	・遅延期間に係る運営維持管理費又は外部へのごみ処理委託費		○	-	組合に生じた損害の負担	生じた損害を負担する旨を規定	組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第59条> 【運営期間終了時の取扱い】 ■本施設の運転等に関する教育及び本業務の引継ぎを、故意又は過失により怠った場合、当該懈怠から生じた組合の損害を賠償する。 ■運営事業者たるSPCが解散していた場合には、株主に対して損害賠償等を請求する。
	83	事業終了時の諸手続遅れ、後任事業者の選定の遅れ等の組合の事由によるコスト増大	-	・運営事業者の業務変更に係る経費	○		-	運営事業者の業務変更に係る経費を負担	-	組合、運営事業者	<運営業務委託契約 第57条> 【損害賠償等】 ■本業務に関連して、組合の責に帰する事由により事業者に損害が生じた場合、組合は、事業者に対して、生じた損害を賠償する。

5 共通

項目	No.	リスクの内容			リスク当事者			組合が負担するリスク等(対事業者)	事業者が負担するリスク等(対組合)	事業者が負担するリスクを担保する方法(組合での対応策)	契約などの当事者	対象となる契約及び契約に含む内容
		事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項(リスク)	想定される影響	発生する費用	組合	事業者 建設	事業者 運営					
反社会的勢力等の関与のリスク	84	談合その他の不正行為、暴力団の関与による違約金、損害賠償が発生した場合	事業の停止、事業の再構築	事業の中止、事業の再構築					組合に生じた損害の負担	違約金・損害賠償の支払を規定	組合、建設事業者、運営事業者、構成企業・協力企業	<p><基本契約 第15条> 【談合その他不正行為による解除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 談合、暴力団の関与が認められる場合の解除権 <建設工事請負契約 第62条、第63条、第69条> 【発注者の催告によらない解除権】、【談合等不正行為等に関する発注者の解除権】、【解除に伴う措置】 ■ 談合に該当する場合、請負代金額/契約金額の20/100に相当する額の支払 ■ 暴力団の関与が認められる場合の契約解除権 ■ 契約が解除された場合の違約金の支払(10/100) <運営業務委託契約 第61条、第62条> 【発注者の解除】、【違約金】 ■ 基本契約に規定する談合、暴力団の関与が認められる場合の解除権 ■ 契約が解除された場合の違約金の支払(10/100) <p>※但し違約金を上回る損害賠償請求を妨げない。</p>
制度、法改正リスク	85	設計・建設段階	法制度・許認可の新設、変更により事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築					契約の解除、建設事業者の実行済み費用の負担	-	組合、建設事業者	<p><建設工事請負契約 第41条> 【法令の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 法令の変更により、損害、損失又は増加費用が生じた場合、契約又は要求水準書等に従って工事目的物の整備ができなくなった場合、その他本工事等の実施が不可能となった場合、又は、契約又は要求水準書等に従って工事目的物の整備のために増加費用が必要な場合、契約及び要求水準書等の変更並びに損害、損失及び増加費用の負担その他必要な事項について、協議する。
	86	設計・建設段階	法制度・許認可の新設、変更により事業の変更が必要になった場合	工期延長、運営開始の遅延					建設事業者の業務変更に係る経費を負担	-		
制度、法改正リスク	87	運営・維持管理段階	法制度・許認可の新設、変更により事業の実施が不可能となる場合	事業の中止、事業の再構築					契約の解除、運営事業者の実行済み費用の負担	-	組合、運営事業者	<p><運営業務委託契約 第53条> 【法令変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 法令変更により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合、不可抗力に係る対応に準じて組合が増加費用を負担する、又は契約を解除する。
	88	運営・維持管理段階	法制度・許認可の新設、変更により事業の変更が必要になった場合	運営休止、事業内容の変更					運営事業者の業務変更に係る経費を負担	-	組合、運営事業者	<p><運営業務委託契約 第53条> 【法令変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 法令変更により、本業務の継続が不能となった場合又は本業務の継続に過分の費用を要する場合、不可抗力に係る対応に準じて組合が増加費用を負担する。
税制度リスク	89	設計・建設段階	税制度の変更等により建設事業者における税負担が変動する場合	-					法令に従い適切に負担	-	組合、建設事業者	<p><建設工事請負契約 第41条> 【法令の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 法令の変更により、損害、損失又は増加費用が生じた場合、契約又は要求水準書等に従って工事ができなくなった場合又は、契約又は要求水準書等に従って工事目的物の整備のために増加費用が必要な場合、契約及び要求水準書等の変更並びに損害、損失及び増加費用の負担その他必要な事項について、協議する。
	90	運営・維持管理段階	税制度の変更等により運営事業者における税負担が変動する場合	-					法令に従い適切に負担	-	組合、運営事業者	<p><運営業務委託契約 第53条> 【法令変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 組合は、契約の変更その他の報告された事態に対する契約の変更及び費用負担等の対応措置について、速やかに事業者と協議する。
	91		運営事業者の利益に課される税(法人税等)の負担が変動する場合	-					法令に従い適切に負担	運営事業者が負担する旨を規定	組合、運営事業者	<p><運営業務委託契約 第53条> 【法令変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者は、税制度に関する法令変更のうち、本業務に直接関係する税制度の新設・変更に関するもの以外の税制度に関する法令変更に起因する追加費用及び損害を負担する。